

米国関税措置に係る中小企業等支援 ～中小企業等専門家派遣事業～

令和7年7月22（火）

静岡県経済産業部商工業局経営支援課

目次

- 1 専門家派遣事業（関税対応枠）の概要
- 2 今後のスケジュールなど
- 3 その他（補足事項）

1 専門家派遣事業（関税対応枠）の概要

（1）6月補正予算による措置について

- ・コロナ禍初年度（R2年度）と同程度の派遣回数に対応できるよう、関税対応枠 700回分を新たに新設

（単位：千円、回）

区 分	R7当初＋R6繰越	6月補正 （関税対応枠）	R7年度 計
予算額	74,700	20,000	94,700
回 数	2,695	700	3,395

(2) 関税対応枠新設の目的について

- ・専門家派遣に対するニーズの増加に迅速に対応するため、関税対応枠を新設し、米国関税措置による県内中小企業等への影響の最小化や経営の安定化などを図る。

(3) 対象者について

- ・米国関税措置の影響を受ける県内中小企業等

※現に売上減少等の影響がなくても、今後、関税の影響によって輸出や生産の減少が見込まれる企業も対象とする。

→米国関税によって間接的に影響を受ける中小企業等も対象としているため、幅広い企業への支援が可能

(4) 関税対応枠の支援内容について

○支援内容の例：専門家のハンズオン支援により・・・

・販路拡大、新事業展開

- ✓ 業態転換や新事業展開による新分野への進出
- ✓ ECサイト拡充による国内・海外での販路拡大

・コスト削減、DX・AIの活用による生産性の向上

- ✓ コスト削減、省人化投資による生産性向上
- ✓ 原材料などの調達先の変更

・価格転嫁

- ✓ 顧客や販売先に対する値上げ交渉 など

(5) 謝金、自己負担割合、派遣上限回数等について

○既存の通常枠、物価高騰枠と同じ内容で実施

(6) 通常枠、物価高騰枠との併用について

① 既存予算

計2,695回

通常枠

物価高騰枠

※原則併用不可

② 補正予算

計700回

関税対応枠

※関税措置に係る
利用増加に対応

今回
追加

※関税対応枠は、通常枠、物価高騰枠と併用が可能

(通常枠or物価高騰枠＋関税対応枠の年2件の申込みが可能)

2 今後のスケジュールなど

(1) 受付・派遣期間

- ・変更契約日、交付決定日から令和8年2月〇日(〇)まで
※変更契約日、交付決定日までに米国関税措置の内容で
申込みがあったものについては、
遡り処理をせず、通常枠or物価高騰枠として取扱う
※受付・派遣期間は団体ごとに異なるため、各県担当者へ
確認をお願いします。

(2) 専門家派遣のフロー

- ・例) 申込→内容確認→専門家依頼→派遣→報告書受理…

米国関税措置に起因するか

※既存の専門家派遣と同じ流れ

(3) 県への定期（臨時）・実績報告

●定期（臨時）報告

- ・各時点における関税対応枠の派遣回数を報告願います。
（派遣内容がわかる資料も可能な範囲で提供願います）

●実績報告：2月中旬～3月下旬 ※団体により異なる

⇒通常枠、物価高騰枠と同じ報告時期

- ・派遣内容が米国関税措置によるものであることが確認できるよう、報告書の作成、資料の提供をお願いします。

3 その他（補足事項）

（１）申込書類について

- ・米国企業との取引関係などを証明する資料の提出は不要。
※ただし、申込書などにより、米国関税措置に伴う派遣内容であることが確認できる必要あり。
※各団体の判断により、追加資料を求めることは可能。

（２）予算、回数の不足について

- ・派遣実績により、関税対応枠に係る予算、回数が不足する見込みとなった場合については、速やかに県の各担当者へ連絡願います。
※独断で通常枠へ振分けることのないようお願いします。

◎専門家派遣事業(関税対応枠)に関するお問い合わせ

○静岡県経済産業部商工業局経営支援課

TEL:054-221-3164

FAX:054-221-5002

メール:keieishien@pref.shizuoka.lg.jp

○各担当

- ・向島(静岡県産業振興財団)
- ・深澤(商工会・商工会議所)
- ・澤木(静岡県中小企業団体中央会)

ご静聴ありがとうございました。